

キョン捕獲褒賞金制度のご案内

茨城県内におけるキョンの定着を防止するため、有害鳥獣捕獲許可により、キョンを捕獲した方へ褒賞金をお支払いします。

対象生物及び褒賞金の額

茨城県内で捕獲したキョン、1頭捕獲につき **3万円**

対象者

狩猟免許所持者で茨城県内市町村より有害鳥獣捕獲許可を受けた者
※上記の者で構成する団体（グループ）による捕獲も対象となります。

申請に必要な書類

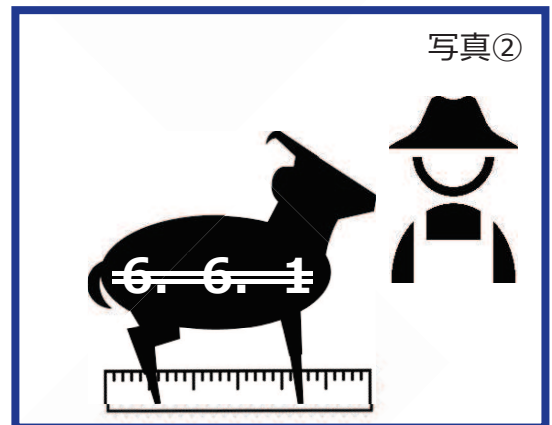
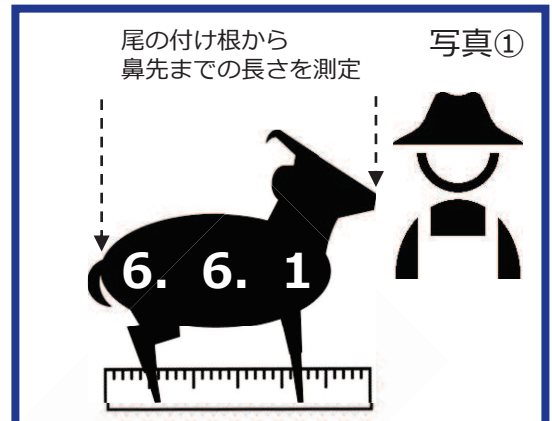
環境政策課へ1～3の書類を郵送または電子メールにより提出してください。

1. キョン捕獲褒賞金支払申請書（様式第1号）
 2. 捕獲の位置図（地図上に捕獲位置を記載）
 3. 捕獲したキョンの写真
- ① 足を下に頭を右にしてキョンの全身が写るようにし、胴体に捕獲日をペイントする。捕獲者とともに撮影。
- ② ①で個体にペイントした捕獲日に線を引き、捕獲者とともに撮影。

※重複申請防止のため、**写真は①②の両方**を提出してください。

※今後の捕獲等対策を進める上で参考とさせていただきますので、申請書に**捕獲前後の経過**を詳しく記載してください。また、**捕獲時の状況が分かる写真等の提出**を求めることがあります。

※申請書には**体長を記載**する必要がありますので忘れずに**計測**してください。



その他

捕獲情報の取扱いについて、次の2点をご了承ください。

- ① キョン対策に取り組む関係機関との間で共有されること
- ② 県ホームページ・新聞記事等において公表される可能性があること

<申請先及び問い合わせ先>

茨城県 県民生活環境部 環境政策課 生物多様性センター
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-2940 E-mail：tayousei@pref.ibaraki.lg.jp



県ホームページ

特定外来生物キョンについて

キョンは、中国東南部や台湾が原産の体高が40cm程度の小型のシカ。日本では、1980年代、動物園からの逸走により侵入、伊豆大島及び房総半島に定着。生後半年で成熟するなど繁殖力の高さや農林水産業等に被害をもたらすことから2005年に環境省が特定外来生物に指定。茨城県では、2017年以降、県南部及び西部の4か所でキョンの目撃を確認。いずれもオスで農作物被害等もないことから、専門家によると、侵入の初期段階と考えられる。



環境省提供写真

分類等	和名：キョン 学名：Muntiacus reevesi	分類：偶蹄目シカ科 原産地：中国南東部、台湾
形態	<ul style="list-style-type: none"> 体の大きさ 頭胴長：70～80cm 体高：35～40 cm 体重：7～10kg 体色は背面が茶褐色、腹面が淡褐色 オスは、12～15 cm程度の角と、上顎の犬歯が発達した牙がある。 体が小さく、ややずんぐりとした感じで、四肢は短い。 	
行動	<ul style="list-style-type: none"> 主に森林地帯や低木のある草原などに生息、普段は単独で生活しており、群れを作ることはない。 ホエジカ属で、特徴的な大きな声で鳴く。 動きは素早く、身軽に草原や低木の茂みを駆けることができる。 	
食性	<ul style="list-style-type: none"> 草や木の根、木の葉、果実を主に食べますが、ネズミなどの小型の哺乳類や、地上に営巣する鳥類などを捕らえることも知られている。 千葉県では、秋にシイ・カシ類の堅果も多く食しており、常緑樹のアオキやカクレミノを嗜好する。 	
行動圏	<ul style="list-style-type: none"> オス：4.0ha メス：1.7ha（千葉県いすみ市の記録） 	
繁殖	<ul style="list-style-type: none"> 一夫多妻で、一年を通じて繁殖する。1産1仔で早ければ生後半年で妊娠し、生後1年程度で初出産する。妊娠期間は約210日。 成長は早く、メスは6～7ヶ月、オスでは9～12ヶ月ほどで成熟し、野生では10～12年程度の寿命と考えられている。 	

○ 県内目撃情報（2024年5月17日現在）

確認期日	場所	状態	雌雄
2017. 5.17	神栖市・常陸川大橋上	車に轢かれ死亡	オス
2022.12.14	石岡市八郷地区（上曾）	カメラ撮影	オス
2023. 9.27	筑西市・大谷川堤防上	カメラ撮影	オス
2023.12.28	下妻市唐崎地区	車に轢かれ死亡	オス



石岡市で確認されたキョン
(茨城県猟友会石岡支部提供)



○ 懸念される被害

➤ 農作物被害

野菜類、果実類、キク、タケノコ、イネなどの食害

➤ 生活環境被害

住宅地における嘸声に対する苦情、花壇の花、植木の採食による被害やマビルによる吸血、マダニを媒介した人獣共通感染症のおそれ

➤ 生態系被害

・ 本県の希少植物であるアリドオシの生息地が失われるおそれ

捕獲褒賞金支払申請書

様式第1号（第5条関係）

茨城県知事 殿
（県民生活環境部環境政策課扱い）

令和 年 月 日

住 所
氏 名
電話番号

申請書（Word
ファイル）は県
ホームページか
らダウンロード
してください。

キョン捕獲褒賞金支払申請書

茨城県キョン捕獲に係る褒賞金制度実施要項第5条の規定に基づき、関係書類等を添えてキョンの捕獲実績を報告します。

記

1 捕獲実績

鳥獣捕獲等許可		第 号			
キョン捕獲頭数		頭			
捕獲方法	<input type="checkbox"/> くくりわな <input type="checkbox"/> 箱わな <input type="checkbox"/> 囲いわな				
捕獲日	令和 年 月 日	体長	約	cm	
捕獲場所	茨城県 (メッシュ番号 地内)	性別	オス・メス		
捕獲に至る経過					

※ メッシュ番号は、鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載すること。

2 添付書類等

- 捕獲の位置情報又は地図
- 捕獲したキョンの写真
ア キョンの頭を右向きにし、胴体に白ペンキで捕獲年月日を塗布した全身の写真で、捕獲者上半身と同時に撮影したもの1枚
イ 前号と同一個体の胴体に捕獲年月日を白ペンキで見え消しし、捕獲者上半身と同時に撮影したもの1枚
- 前2号に掲げるもののほか、県が必要と認める書類（捕獲直後のキョンの状況が分かる写真等）

3 請求金額及び振込先

請求金額	円						
金融機関名	銀行 金庫 信用組合			本店 支店 支所			
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

※1 請求金額はキョン捕獲1頭当たり30,000円とする。

※2 報告者（請求者）が団体の代表者の場合は、団体を構成する者で褒賞金の対象となる者の承諾を得たうえで、当該代表者又は団体の口座により請求するものとする。

4 捕獲情報の取扱い

- 私は、当該申請に係る捕獲の情報が次のとおり取り扱われることについて承諾します。
- 茨城県や市町村など関係機関の間で共有されること
 - 県ホームページや新聞記事等に公表されること

狩猟関係者の皆様には、有害鳥獣捕獲許可の取得にご協力をお願いいたします

- キョンは、狩猟鳥獣には指定されていないため、**狩猟による捕獲はできません**。捕獲を実施する際には、**市町村の有害鳥獣捕獲許可**を得る手続きをお願いします。
- また、イノシシなど他の有害鳥獣の捕獲を実施する際にも、キョンの**錯誤捕獲による放獣を回避するため**、キョンについて**市町村の有害鳥獣捕獲許可**を得る手続きをお願いします。